令和6年第2回竜王町議会定例会(第2号)

1 議 事 日 程 (第2日)

日程第 1 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町税条例の一部を改正する条例)

日程第 2 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 3 議第32号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条 例の一部を改正する条例

日程第 4 議第33号 令和6年度竜王町一般会計補正予算(第1号)

日程第 5 議第34号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)

日程第 6 議第35号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 補正予算(第1号)

日程第 7 議第36号 竜王町固定資産評価員の選任について

2 会議に出席した議員(12名)

中村 三 宅 政 仁 1番 匡 希 2番 3番 橋 裕 子 若 井 政 彦 4番 大 5番 鎌 \mathbb{H} 勝 治 6番 橘 せつ子 7番 澤 田 満 夫 8番 磯 部 俊 男 英 作 芳 男 9番 内 Щ 10番 森 島 11番 山 田 義 明 12番 小 西 久 次

3 会議に欠席した議員(なし)

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

教育委員会教育長 町 長 西田 秀治 甲津 和寿 副 町 長 杼木 栄司 総 務 主 監 図司 明徳 產業建設主監 住民福祉主監 川嶋 正明 井口 清幸 出納室参 事 沖 宏賢 総務 課 長 町田 啓司 未来創造課長 中心核整備課長 岩田 宏之 森 徳男 税 務 課 長 奥 敏和 生活安全課長 尚弘 冨田 祉 住 民 課 長 臼井由美子 福 課 長 中原 江理 健康推進課長 野村 博嗣 自立支援課長 小森久美子 農業振興課長 中島 孝之 商工観光課長 西村 忠晃 建設計画課長 上下水道課長 中西 政也 越智 裕彰 育 次 長 兼 森岡 学校教育課長 安食 道友 敬 教育総務課長 生涯学習課長 山中 知樹

5 職務のため議場に出席した者

議会事務局長寺嶋 要 書 記 井村奈緒美

開議 午後1時00分

○議長(小西久次) 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長(小西久次) これより議事に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第 1 議第30号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町税条例の一部を改正する条例)

○議長(小西久次) 日程第1 議第30号、専決処分につき承認を求めることについて(竜王町税条例の一部を改正する条例)を議題として、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小西久次) ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「「なし」の声あり]

〇議長(小西久次) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。 これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第1 議第30号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小西久次) 起立全員であります。よって、日程第1 議第30号は原案 のとおり承認されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第 2 議第31号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(小西久次) 日程第2 議第31号、専決処分につき承認を求めることに ついて(竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題として、質疑 に入ります。 質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、橘せつ子議員。

**〇6番(橘せつ子)** 専決処分につき承認を求める、議第31号、竜王町国民健康 保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

厚労省は、自営業者らが加入する国保の年間保険料の上限を2万円引き上げ、106万円とすることが打ち出されました。高所得者の保険料を上げることで、保険財政の安定を図ろうとしています。コロナ禍の21年を除く、毎年引き上げられており今回、竜王町の国民健康保険税条例の規定で、後期高齢者支援金等課税の所得割額、均等割額、平等割額の合算額の上限22万円を24万円にするとされており、これに介護分17万円を合わせると、上限は106万円になります。これからさらに国保税の引上げにつながります。引上げ後の上限の世帯、年収は1,160万円以上の世帯は全体の約1.35%と言われていますが、今でも高過ぎる保険税を保険国保税にさらに負担を強いることになります。

また、町は、令和6年度の国保税に対し基金の繰入れも行われてきましたが、 大幅な増額となっています。国の自治体への繰入金削減などの方針の改善ととも に、国保税の負担軽減策の拡充が必要です。また、こどもの均等割も未就学児は 5割軽減が出されていますが、18歳までを対象に全員免除に踏み切る自治体も 出てきています。町もぜひ対象拡大を検討するべきと思います。

最後に、国庫負担の引上げこそ必要です。国保の加入者も減少してきています し、加入者は高齢者は非正規雇用など経済的に厳しい人や医療を必要とする人た ちです。セーフティネットの役割を果たす国保をしっかり支えていくためにも、 高所得者の保険料を上げるだけではなく、国庫負担の引上げを国に要望していく ことが必要と申し上げて、討論といたします。

**〇議長(小西久次)** ほかに討論はありませんか。

1番、中村匡希議員。

○1番(中村匡希) 議第31号、竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に対して、賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。 このたびの改正では、例えば後期高齢者支援金等課税額は、現行の22万円か ら24万円に上がります。このことは、実質的に保険者に対しての負担が増えることになりますが、一方で国民健康保険税というのは、自営業者がすべからく加入するものであるというふうに認識しています。例えば一定の収入以上がある方、それなりの財産がある方も、事業主体が個人事業主等であれば国保に加入する、そういった制度であります。

このたびの改正においては、上限額の引上げというのがなされるわけですが、 一方で、一定の所得がある方に対しては応分の負担をお願いするといった制度改 正でありますので、このことについては私は賛成をするものでございます。全員 が参加して制度を成り立たせるわけですけれども、収入がある方からある程度の お金を頂戴する、そうして保険システム全体を健全なものとして運営していくた めの制度改正でありますので、以上のことから、賛成するものとして討論を行い ます。

**〇議長(小西久次)** ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第2 議第31号を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

#### 「賛成者起立〕

○議長(小西久次) 起立多数であります。よって、日程第2 議第31号は原案 のとおり承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第 3 議第32号 竜王町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条 例の一部を改正する条例

〇議長(小西久次) 日程第3 議第32号、竜王町非常勤消防団員に係る退職報 奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題として質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「「なし」の声あり〕

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

## [「なし」の声あり]

**○議長(小西久次)** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第3 議第32号を原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

### 「賛成者起立〕

**〇議長(小西久次)** 起立全員であります。よって、日程第3 議第32号は原案 のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第 4 議第33号 令和6年度竜王町一般会計補正予算(第1号)

○議長(小西久次) 日程第4 議第33号、令和6年度竜王町一般会計補正予算 (第1号)を議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、中村匡希議員。

○1番(中村匡希) 議第33号、令和6年度竜王町一般会計補正予算(第1号)の中で、地域おこし協力隊に関する補正予算が上がっておりますので、それについて次の2点をお伺いしたいと思います。

まず、昨年度にかけまして地域おこし協力隊の隊員の方1名に活動していただいていたわけですが、一般的に協力隊の活動というのは3年間を上限として活動されておられます。ただ、当該の隊員さんにおかれましては、3年間ではなくて1年、2年未満という形で退任されました。そのことについてはどのように捉えておられるのか。

私の意見では、3年間使える制度なわけですから、フルで本来は活用するべきかなと、その間、交付税措置等が受けられますので、するべきだと思いますが、このことについて、任期途中で辞められたという形にはなると思いますのでどう受け止めておられるのか、これが1点目です。

それから2点目として、今回公募されるに当たって、いわゆる活動の趣旨、例えば地域おこし協力隊というのは町おこしもしなきゃいけないだとか、そして、本人の自立のための活動もしなければいけないだとか、いろいろなミッションがあると思うんですが、その本人のために使える時間がどのくらいあるのかとか、あるいは、その地域のために活動しなければいけないのはどのぐらいのウエート

を占めているべきなのかとか、この点、明確な線引きがあるのでしょうか。この 点についてもお伺いしたいと思います。

- **〇議長(小西久次)** 西村商工観光課長。
- **○商工観光課長(西村忠晃)** 中村匡希議員の地域おこし協力隊の関係についての 御質問につきまして、お答えさせていただきます。

この令和6年3月31日までに任期を全うされました隊員につきましては、確かに1年間の任期、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの任期につきましては全うしていただいたところでございますし、最初から言いますと、令和4年7月からといったところでございます。

御指摘のとおり、地域おこし協力隊の任期につきましては3年まで延長できるというようなところで、以降の活動につきましても、どうしていくのかといったところは可能性としてあったわけではございますけれども、今回の地域おこし協力隊の方の活動につきましては、竜王町産の地ビールの開発、それから、ビール醸造を通じた地域おこしをやっていくといったところでございました。

この任期の間近ではございましたけれども、令和6年2月にこの地ビールの醸造準備に向けた取組の中で、令和6年2月に地ビールの醸造所がやっとでき上がったといったところのタイミングもございまして、この醸造所を運営しつつ、引き続き隊員として活動することも考えられましたけれども、この醸造所を開設直後にあって、いよいよ醸造事業が本格化していく中で、まずは御自身のなりわいを軌道に乗せる必要があったといったところでございます。

またこれからは、隊員としてではなくて事業者の1人として町の活性化に努めていくこともできるといったところから、町のほうとも協議をさせていただいた結果、令和6年3月末をもって委嘱期間の終了に至ったものでございます。

地域おこし活動の負担が大きいかどうかにつきましては、これまでから定例的に月例会議、それから隊員の方からの活動状況報告等を通じまして情報、それから意見交換等のコミュニケーションを取ってまいりました。その負担が行政からの一方的なものとならないよう努めてきたところでございまして、今後におきましても、隊員と町の双方が納得の上で、その負担のあり方等に関しましても協議した上で事業が展開していけるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

国のほうにおきましては、令和5年の協力隊員の国内の人数は7,200人の 隊員がおられるということで、令和8年には1万人を目標として国のほうでは動 いておるという流れがございますし、そういった流れも活用しながら、より良い 協力隊事業の活動に努めていくよう、竜王町らしいにぎわいにつなげていきたい と思っております。

以上でございます。

〇議長(小西久次) 中村議員。

○1番(中村匡希) 1つ再問させていただきたいんですが、任期途中で辞められても、それは本人なりに自立のめどがついたと、そのような趣旨のお答えであったと思います。

私ちょっとほかの市や町の事例を聞いておりますと、要はその現役の3年の間に起業すると、これは結構一般的にあるんですね。3年間務め上げてから4年目以降、本人のなりわいで暮らしていくといった例が非常に多いんですね。ですから、1年と9か月という任期の途中でお辞めになって自立する、しかも、地域から引っ越すわけじゃなくてその地域にとどまり続けるって、逆にないんですよ、そういう例って。

だから今回、2年未満で辞められて、しかも竜王町の残ってくれたと、それはありがたいことなんですが、やっぱり本人なりに働きづらかったんじゃないのかなと、それは私なりにおもんぱかってのことですよ、本人の意見ではなくて。そのように感じているためにこの質疑をさせていただきました。

1点お伺いしたいんですが、要は現役の隊員の最中に、ビールだったらビールでお金を稼ぐことについてはどう解釈されておられますか。例えば、今の補正予算ですと月額の報償費の手取りって23万円になると思うんですが、例えばそのお金をもらいながら、じゃあ本人が起業したビジネスでもお金が入ってくる、そのことについて寛容に見ている自治体とそうでない自治体が実はあるんです。竜王町においてはどうお考えでしょうか、その点をお伺いしたいです。

〇議長(小西久次) 中島農業振興課長。

〇農業振興課長(中島孝之) ただいまの中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

私どもの町といたしましては、今回の提案している補正予算の内容でもその考え方を踏襲するというふうに考えておりますけれども、制度の趣旨として私どもが承知しておりますのは、原資が税金でございますので、いわゆる公共、町民の利益になるものにしか使えないというふうなこと、また、個人の資産となるものについては原則認められないというふうに承知をしておりまして、活動費を経費として行われた事業の収益については、相殺させていただいてというふうな取扱

いをするものと考えておりまして、こちらのほうを今回の補正予算提案といたしております協力隊につきましても適用するものというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

〇議長(小西久次) 中村議員。

○1番(中村匡希) もう一回ちょっとお伺いさせてもらいたいんですが、今のお答えでは、要は隊員としての任期の途中で自分でビジネスを立ち上げて、そこからお金をもらうというのはなかなか難しいと、そういうお答えであったと思うんですが、協力隊というのは3年間しかありませんし、4年目以降、急に自分で暮らしていってくださいという制度じゃないですか。

ですから、その3年間というのは普通に考えると、これは起業される方の場合は、これはパイロット期間とか、準備期間というふうに考えなきゃいけないんですよ。1年間ずつに更新があるという話ではあったんですけど、基本的にこれは制度設計として、3年間でその人の自活とか自立を促していくっていう、その育てるための3年間としてこれが設けられているわけですから、そこで自分のなりわいというものに対して制限がかかってしまうということに対しては、その人の自立をむしろ阻害するものだと思うんです。当該の隊員の方が4年目以降、急に自分で生きていかなきゃいけないというふうになるじゃないですか。その最初の1、2、3年の間でそれなりのお金を稼ぐという経験も積んでいかないと、4年目以降やっぱり苦労しますよということを申し上げているんです。

自治体によっては、隣の東近江市なんかですと、現役の協力隊員の最中に自分でなりわいを立ち上げた方は、そのなりわいに関してはもう収益を上げていいですよというオペレーションをしています、実際に。ということはある種、言い方は悪いですけど、二重取りになる可能性もあるんですよ。だけれども、それを大目に見ているかどうかというのは、その隊員との信頼関係であったり、その人の自立を促したいという自治体の思いがやっぱりきちんとそこにあるかどうかで決まってくると思うんです。

ですから、単純にルールがどうとかだけではなくて、その隊員の行く末を考えて、未来を考えてきちんと対応していただきたいと。だから、今現時点で一定のルールとか、そういう建前はあると思うんですが、きちんとその隊員の方々の将来を考えて対応してほしいということで、ちょっともう一回、それについても考えをお伺いしたいです。

- **〇議長(小西久次)** 井口産業建設主監。
- **○産業建設主監(井口清幸)** 中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、期間ということで、先ほど回答を課長から申し上げましたけれども、1年9か月ということで退任されたということです。

1つには、もともと自らのビールの貯蔵所が欲しいという当初の目的がございました。御承知のように、都市計画上の開発で申し上げますと、なかなかビールの貯蔵所というのは、市街化区域内ですと可能性はあるんですけど、調整区域内での開発許可の要件上は、例えば地元産のホップ、麦を活かした中で工場でビールを製造する、そういうことになりますと可能性はあるんですが、例えばよそで生産されたビール麦でされる場合については、開発の許可上、非常にハードルが高いということです。したがって、当初から場所についてはいろいろ本人も検討されていましたし、町のほうも開発サイドのほうに相談を受けたところでもございます。結果的には、どこかの新たな土地でするということについてはかなり時間がかかるということで、すなわち、そうした場所でする場合には、2年、3年という月日がかかってしまうというようなもともとの経緯がございました。

そういうことから、一日も早く今の経験を活かすために、何とか既存の建物とかそういうものを活用してできんかなということで、最終的に蒲生野の湯の施設を借りてされておられるので、結果的には、経験を活かして早く貯蔵ができたことが良かったかなということで町は考えておりますので、期間については、そうした面が一面あるということで御理解いただきたいなと思います。

それと、私も何回も出会いもさせていただいて、交流もさせていただきました。 しっかりと自分の理念を持っておられる方です。町のことももっともっと一緒に してほしいと思いますし、協力隊としては一旦退任されますけど、ずっと竜王町 の中で活動する上では、今までの協力隊の要項の中身を継承しながら、もっとも っと町のために奮闘いただけるというふうに思いますし、ビール工房については、 次の目標として、今の借地じゃなしに新たにもう少し集客施設がある周辺でした いという大きな目標を持っておられるので、今、この借地の中でしっかりと稼い でいただいて次の資金にしてもらうと、そして、町の魅力発信につなげてほしい というのが町の願いでございます。

先ほどの最後におっしゃった分についても、やっぱり十分に本人さんの意向も 踏まえながら、行政と町民さんと本人さんと連携しながら、一生懸命に町の発展 のために取り組みたいというのはそれぞれ同じ気持ちでございますので、そうし た意味で、できるだけ町としてできることについてはまた引き続き支援をしてまいりたいなと、いうように思っています。

そして、いろんな協力隊の制度、国の制度は、いろんな制度の中にもっと深い ものがございますので、いろいろとこの間、原課のほうにも中村議員から御指導 いただいているようでございますので、これからそこら辺はさらに検討しながら、 また本人さんの活動しやすいような形で今後反映してまいりたいなと考えてござ います。

以上でございます。

〇議長(小西久次) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小西久次) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小西久次) 御異議なしと認めます。よって、日程第4 議第33号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、 その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第 5 議第34号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第1号)

○議長(小西久次) 日程第5 議第34号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を議題として、質疑に入ります。 質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(小西久次) ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(小西久次) 御異議なしと認めます。よって、日程第5 議第34号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第 6 議第35号 令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定) 補正予算(第1号)

○議長(小西久次) 日程第6 議第35号、令和6年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第1号)を議題として、質疑に入ります。 質疑ありませんか。

「「なし」の声あり〕

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は予算決算常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小西久次) 御異議なしと認めます。よって、日程第6 議第35号は予算決算常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

# 日程第 7 議第36号 竜王町固定資産評価員の選任について

**〇議長(小西久次)** 日程第7 議第36号、竜王町固定資産評価員の選任についてを議題として、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。 これより討論に入ります。

討論ありませんか。

「「なし」の声あり〕

**〇議長(小西久次)** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。 これより採決を行います。

お諮りいたします。

日程第7 議第36号を原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

#### 「替成者起立」

○議長(小西久次) 起立全員であります。よって、日程第7 議第36号は原案 のとおり同意されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

散会 午後1時31分